

滋賀県文化審議会評価部会第15回会議 議事概要

- 1 日時 平成30年10月10日(水) 10:00~12:00
- 2 場所 滋賀県庁本館4-A会議室
- 3 出席者 委員：中川委員(部会長)、片山委員(部会長代理)、井上委員、
上田委員、吉田委員(5名出席)
事務局：村田管理監、田原課長、田村室長、西川主幹、吉村主事 他
- 4 議題
 - (1) 滋賀県文化審議会評価部会部会長および部会長代理の選任について
 - (2) 新生美術館の現況について
 - (3) 平成29年度の滋賀県文化振興基本方針(第2次)評価指標の実績について
 - (4) 滋賀県文化振興基本方針(第2次)の改定に向けた評価手法の検討について
 - (5) 平成30年度における個別事業評価について
 - (6) 報告事項 滋賀県文化審議会第20回会議の概要について
- 5 議事録概要 以下のとおり

■ 管理監挨拶

■ 議題

(1) 滋賀県文化審議会評価部会部会長および部会長代理の選任について

滋賀県文化審議会評価部会設置要綱の第2に基づき、委員の互選により新たに部会長を選任。

滋賀県文化審議会評価部会設置要綱の第2の2により、部会長から部会長代理を指名。

(2) 新生美術館の現況について

部会長

あらためまして、部会長ということになりましたが、メンバーさんもほとんど入れ替わっておりますので、私自身も新規のスタートと思って取り組みたいと思います。よろしくお願いします。

それでは早速ながら議事次第に従って議題に入ってまいります。まず議題2「新生美術館の現況について」、事務局からご説明をお願いします。

事務局

お手元の資料1「新生美術館の現況について」をご覧くださいと思います。

新生美術館整備につきましては、報道等でもご承知いただいているこ

ともあるかと思えます。皆様方に大変ご心配をおかけしております。

まず、現況ですが、みなさまご存じいただいているかと思えますが、平成25年12月、新生美術館基本計画というものを策定しております。この計画に基づきまして、近代美術館を「美の滋賀」の拠点となることを目指しまして施設の増築、改修、機能の充実、こういったことを目指して整備を進めて参りました。

基本設計を取りまとめ、また、実施設計も取りまとめ、昨年8月、美術館本体工事の入札を行ったところでございます。しかしながら、入札不落となりました。その後、我々といたしましては、より良い美術館を作りたいという思いで、有識者の方々、あるいは関係者の皆様方からご意見を伺い、そして議論を重ねながら、設計の見直し等を進めて参りました。しかしながら、今後、2年後に東京オリンピック・パラリンピックが控えております。建設物価が高止まりすると想定される中で、わたくしどもがお約束しておりました施設整備費の上限、47億円以内におさめるということが難しいという事態になりました。

また、県民の皆様方にご理解いただくための説明というものにも十分ではなかったということも踏まえまして、すべてを包含した新生美術館プロジェクトをこれまで通り進めるということにつきましては、一旦立ち止まらせていただく表明をさせていただいたところです。これが、平成30年7月の定例会議での表明でございます。

その後の対応ですが、一旦立ち止まると申し上げておりますが、新生美術館プロジェクトそのものを凍結するということは考えておりません。近代美術館の施設整備の狭隘化、老朽化、平成20年から閉館しております琵琶湖文化館の機能継承、これにつきましては喫緊の課題であると認識しておりまして、課題に優先して取り組んでいきたいと考えているところであります。今後は、喫緊の課題の取り組みにつきまして、出来るだけ早くお示しをしたいと考えているところでございます。簡単でございますが以上です。

部会長

ありがとうございました。今、ご説明いただきましたことにつきまして、何か質問、ご意見等ありますでしょうか。

各部会員

(質問、意見等なし)

(3) 平成 29 年度の滋賀県文化振興基本方針(第 2 次)評価指標の実績について

委員

まずは計画に指標を含めた点はさすが滋賀県だと思いました。そして、今日、私が少し時間をいただいて話をすることになっていると思いますが、最近、政策の評価に関して指標を設定することが求められるようになって、各自治体、国もようやくそれを行うようになってきました。ただ、設定した指標が、本当に目指している政策の目的を反映しているかという、やはり、まだ色々課題があると感じているところです。

数字を把握すること自体は非常に重要なことで、やらなければいけないことですが、その数字が大きくなれば問題が解決に向かっているのか、どうなのかということはまだ別の話なので、やはり今後は、政策がきちんと目的を達成したかを把握できるように指標の設定の仕方等の改善を図っていくことが必要です。そのあり方を検討するのもこの審議会の役割であり、今日の議題の一つに、評価手法の検討ということが、議題(4)にあります。この辺の改善が、求められることにはなりますが、ここまでは出来ているということは一つ成果としてとらえ、次のステップの検討に取り組まないといけないということを感じたところです。

部会長

今、委員からご指摘あった通りで、ここに書かれている指標は絶対的に変えてはいけないというものではありません。とりあえずやってみようと思ったため、しばらく使っていますが。それに、第一ラウンドの段階で国登録文化財の件数を競うのはどうなんだろうという意見が当時出ていましたので、それも含めて弾力的に途中から変えていくことはありかと思います。また今回は次の基本方針を作らないといけないので、洗い直す良いチャンスかなと思います。それも含めてご自由にご意見願います。

委員

私はこういう場に寄せていただくのは初めてです。

市の教育委員会に長く在籍しておりますので、逆の立場でこういうものを作らせていただいて、いろいろなご意見、ご指摘をいただくというようなことをやっていた手前、非常に言いにくいこともありますが、いくつか具体的な話をお伺いしてもよろしいですか。重点政策の 1-9 ですが、先ほどご説明で琵琶湖博物館の分が外へ出たので算定が不可能ということでご説明いただいておりますが、ちなみに琵琶湖博物館の単独の部分があるのであれば、それをそのまま足すと言うことの妥当性はあ

るとは思うのですが、参考値と言うことでそれを出して変化をご説明いただくのはどうかなと思うのですけれども、その辺りは分からないでしょうか。

部署が違うところもあって、いろいろな情報を提供していただいているところのこの困難さは想像できるのですが。

部会長

今、琵琶湖博物館の分を測定出来ないってなっているから、件数が減っているわけでしょう。だったら琵琶湖博物館を初めから抜いて書いておかないといけない。

委員

そうです。抜いて書いておくか、単純に足せないかどうか。そういう比較の仕方をしないと。

事務局

29年度につきましては、ホームページの移行作業もあり、琵琶湖博物館の算定が出来なかったということなのですが、遡って琵琶湖博物館の分も抜いて比較するという事は出来るかと思えます。

委員

もう2年ほどあるようであればご検討いただけたらと思えます。

全体を通してということもあるのですが、教育関係について色々なことをやっていただいているとお見受けできますが、私ども図書館に長く勤務しておりましたので、社会教育との協力をもう少しご検討いただければどうかと思えます。ここに書いていただいているものの中で、これが具体的にどうだということになってまいります。学校教育の6年、9年、あるいは12年というスパンをお考えいただく中で、色んなことをということで、未来の子供たちということには非常に理解できるのですけれど、それ以外の未就学、それから大学以上になられた年代の方に対してある程度のアプローチをかけていかないと、なかなか文化振興、芸術振興と言うのも難しいと思われま。当然、限られた人的資源、予算、いろんな条件があるとは思いますが、それも含めて少しお考えいただければありがたいと思えます。

あともう一つだけ。重点施策の4、総文祭の関係ですけど、ここにも書いていただいている通り、琵琶湖総文祭が26、27年度にあったということで、そこだけが飛び抜けた数字になっているというのは理解できるのですが、そういった場合、目標値との関係性ということをお考えた場合に、そもそもの目標値の「300」というものの妥当性をどう判断するのかということをお、この段階で少しご説明いただいた方がいいのか

なと思います。

部会長

今すぐ答えにくい面もありましようから、後ほどコメントを返してもらったら結構ですが、おっしゃることは目標値そのものが低すぎるのではないか、あるいは別の目標として掲げた方が良かったのではないかとということですよね。後ほどまた答えてください。

委員

私もこういう場は初めて参加させていただきます。

全体の感想としては、美術館に依存する、美術館を中心に回っている部分が結構あり、それが止まったから数値が変動するという印象を受けました。逆に休館していることによってアウトリーチ活動が盛んになって、その成果とか、それによって得られたものをどう繋げていくかということもこの先、聞かせていただきながら評価していくことが出来るのではないかなと思いました。ずっと美術館のなかでとっていたデータや、それに関わる中で、もっと地域に関わるところで、地域の中での活動の成果というものもあるかもしれないと思ったというのと、こういう評価も僕は初めてですが、登録文化財の数を競うといったような話がありましたが、他府県の評価というものもこのようにやっておられるのか、滋賀県らしいというのがあるのか分かりませんが、そういう部分はどうなのか、むしろ先生方に聞いてみたいなと思います。

あと、そもそもすみませんが、活用というのはどういうことか、鑑賞と体験の違いって何だろうかとか、行って見ること、体験、参加、ということをもう一度勉強させてもらいながら、再度美術館にて、「参加した」だけではない、何か参加・活用・鑑賞・体験というものをもう一度考えさせていただきたいなと思いました。そのようなところです。

委員

チャレンジングな形で基本計画に目標値を書き込まれて、概ね数字が目標に向かって進んでいる点を評価をしたいと思います。一方で数字が下がっているものもあって、こういった評価指標を定量的にしていくことの限界というものも垣間見たりしました。

評価は、「政策の改善のためにするもの」というのと、「県民に説明するためのもの」ということの2つの目的があると思うのですけれども、そこは切り分けて指標を見ていく必要があると思っていて、政策の改善に結び付きづらなものも、例えば入り込み客数とか、文化サイト閲覧数とか、必ずしも文化施策を改善したからといってその数字に結びつかない、特に入り込み客数だと、今インバウンドでお客さんも増えてい

るので、文化施策で改善したから増えたのかというとちょっと結びつきが弱い気がする。文化サイトの閲覧数について博物館のホームページの影響を言われたが、その影響を差し引いても28年度から若干減っていて、増えてはいない。そのあたり、webに関しては、文化政策の改善というよりも、いかに更新するとか、技術的な面が大きい。そのあたり、数字を使うにあたって気を付けて見ていく必要があるかと思いました。

あと、今、委員から質問がありましたが、僕が知る限りでは、こういった文化計画に関して、指標を盛り込んだ自治体ってあまり記憶にないです。ただ、10年ぐらい前に香川県でこういった指標を取り込んだ例があります。そこには定量的な指標と定性的な指標の両方を入れていて、例えばアートマネジメントの研修であると、そういった研修を受けることで、「受講生がアートマネジメント講座を受け、受講者が文化芸術活動に関わることにより、多様なスタイルの文化芸術が生まれ、地域が活性化されること」といったような指標を、文化基本計画に盛り込んでいる例があります。例えば、ボランティアの数に関しても、こういった定量的な指標を入れるよりは、ボランティアが参加することによって自発的活動を活発にするとか、そういった指標を基本計画には入れるというというやり方も、次の議題にも関わるかもしれませんが、あるのではないかと思いました。

部会長

今日の大きな議題というわけではなく、次のステップへの課題になります政策指標課題をどう設定するか、あるいはどのようにアレンジするかということは大きな議題になると思います。後程、委員からご参考となる講話をしていただく予定であります。

とは言いながら、ある程度の方向性をこの委員会としては持ちたい。次期基本方針においての設定、基本政策の姿勢をある程度確認していくべきかと思います。私個人の意見と思われかもしれませんが、まず、次の基本方針は文化芸術振興基本法が出来ました。その新法はむしろ、先端的な理念に立脚しておりますので、少なくとも吸収していかないと最先端県、滋賀県の名に恥じると私は思います。それをすると、学校教育との連携、先ほど委員もおっしゃったことも無視出来ない。学校教育とどう連携していくのか、学校の困ったことをどう助けていっているのか、学校へのインリーチ、あるいはアウトリーチをびわ湖ホールはどれぐらいやっているのかということもこれから問われてくると思う。今までと違う、事業展開を我々はこれから考案していかなければならないと思います。

もう一つ、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉、母子福祉あるいは労

働者福祉がありますが、それらとの連携を経て、文化政策がどうあるべきか、それと連携した事業をある程度行っていく必要にあるのではないかと。

それから、地域コミュニティとの連携、地域コミュニティの活性化にどう対応するのかということも書かれております。このあたりを、事業計画では一つはきちんと理念的に認識した柱を立てるべきかと。

現在の基本方針でもその認識はある程度持っており、県民の文化的権利を意識しております。もう一本の話では、県民・県の文化的活性化、これは実は理念的には似て非なるものです。この議論は、実は県庁の職員さんが人事異動で変わる度にお話しておかないといけないと思いつつ、きちんと徹底した議論をこの部会では出来ていません。ですので、基本方針をご覧くださいということで継承されているという前提できているので、改めて今申し上げていると思いますが、県民の文化的権利というものを保障していくのが第一の話。第二の話が、県の文化的活性化、文化による県の活性化。観光も含みます。大事な柱は、文化による社会共生という理念。前の改正法での趣旨で言いますと、社会包摂です。今の政府は社会包摂という言葉が嫌いですので、社会的共生、共生社会という言葉を使います。どちらでも構わない。みんな包含していく、色々な社会を作ってくということですね。

もう一つは、文化財保護を管轄とするかどうかの決断。これはトドのついでに文化財保護まで入ってしまったのですが、国指定文化財の件数について、当時は承諾しましたが、これは文化財保護審議会もしくは文化財保護担当課の仕事の指標であって、この課の審議会で管轄するべきかどうかという議論がありました。ですので、その下に文化財を活用した事業の件数というものを新たに入れてもらった経過があります。文化財に関しては、文化財の保護・活用というのが両方入りましたが、文化財の保護局、もしくは審議会のほうから反発が出ていることも事実です。ですので、このあたりの議論は、行政内部でもう一度整理をしていただきたい。この委員会が議論をしてどっちにしますよと決定するのは本末転倒ではないか。むしろ首長局と教育委員会の間での協議において、どちらで扱う方が良いのか決断して下さい。

文化政策の所掌範囲と言うことで、県民の文化的権利と私は言いましたが、それは柱の話です。2本の柱です。県民文化、県の文化的活性化ですが、スポーツは含まないということできていますので、これは引き続き、基本方針にスポーツは入らないようにしていただいた方が良くと思います。スポーツを入れ込むと話がだいぶ広がってしまいます。こ

のあたりは整理をしていただけたらと思います。これは確認事項です。

以上のような前提を踏まえて、今後基本方針の大きな2本柱として、今まで確認してきましたが、その上でどのような政策指標を持ったら良いのかということのために、委員からお話しいたします。

続きまして、地方公共団体における文化政策の評価についてということ、委員のほうからお話をいただきたいと思います。その前にもう一度振り返ります。議題の4に入りますが、滋賀県文化振興の基本方針（第2次）の改定に向けた評価指標を検討しないといけないということになっていますが、このお話の中で先ほど定性評価と定量評価の話がありました。定性評価の話は今日していただけたらと思いますけど、定量評価からなんとか定性評価に繋がるような指標がないかというのが私の考えです。初めから定性評価を重要視すると、ある種のファシズムになる危険性があると私は思います。私は芸術至上主義ではありません。良いものは良いのだとは言っていません。良いものは必ず残るとは限らない。良いものでも減んでいるものはいっぱいある。良いものは絶対に残るとするのは信仰に過ぎません。良いものは良いのと誰が決めているのだ、そういうことで非常に議論が深くなってしまふ。そのあたりを含めて、今日は委員から緻密なお話をいただけたらと思って喜んでおります。

つまり、文化を評価するということはどういうことだと見直すために、地方公共団体における文化政策の評価ということを主題としてお話しいたして、今後どのような評価項目のほうがいいのかということをお話しいたして、もう一度意見交換したいと思います。

（4）滋賀県文化振興基本方針（第2次）の改定に向けた評価手法の検討について

委員

それでは少しお時間をいただいて資料3の一枚紙のメモに沿って話をさせていただきたいと思います。日頃、色々な自治体の政策や評価に関わる中で私が思っていることをお話ししたいと思います。

1. 評価を行う目的

・評価を行う目的として委員からも施策の改善と住民への説明責任という2つがあるというお話をいただきましたが、私からは「政策の改善」という中でもさらに2つの意味があるということを説明します。

1つの事業（施策）を行う上でなにか問題が起こっていないか？というための評価。例えば、参加者が増えているか？増えていないとすれば何か問題があるかもしれない。しかし、仮に参加者が順調に増えていき、最大値まで達したとき、何も問題が起こっていないかと言われたらそう

でもない可能性があります。例えば、重点施策5（文化活動を支える人材の育成・支援）の評価指標の数字が100%になったら文化施設の問題は解決しているのか、と言われると必ずしもそうではない可能性がある。一人ひとりの職員の能力の足りなさがある、苦勞しているといってもいろいろあります。後輩の能力が足りないことで困っている、逆に職員は優秀だが、管理職が無能なために能力を発揮できないこともあるかもしれない。現場で困っていることが解決することが高いパフォーマンスにつながるための目的であれば、そこをきちんと捉えないといけません。アートマネジメント研修を県が自らやるのが良い施策なのか、それとも別の方法で研修なり人材育成するのが良い方法なのか、他の選択肢を考えるための、つまり、政策体系の再構築、それを発見するための評価ということも大きな視点で必要だと思います。事業の担当者としては受講する人を増やしていく、それに向けて頑張っていくということは大切で、そこで問題があれば改善が必要ですが、そもそもその事業で良かったのか、という検討も必要です。ある時期まではその事業で良かったけれども、状況が変われば別の事業のほうが良いということもあります。目指していたものがある程度達成され、次の段階に行っているということであれば、その事業をやめて新しい事業を立ち上げなければいけないかもしれない。事業自体を見直し、政策体系を見直すという評価もやらなければならないと思います。評価といっても、事業レベルなのか、もう少し大きな政策体系を見直すためのものかというものを区別しないといけません。

2. 政策目的の設定

・政策目的の設定についてですが、量的評価と質的評価ということがよく文化政策の時はよく問題になります。文化は量で（数字で）表すのが難しいから質的評価で、ということで誰かの意見や感想を並べるだけということになりがちですが、やはりそれでは説得力を持ちにくい。「文化は本当に量で測れないのか？」例えばこの展覧会の「質が高いと評価をする専門家の比率」を高めるといような形であれば、質的なものを量的な指標に転換することが可能です。質が高いと評価していることは直感的かもしれませんが、同じ方法でそれを把握し続けることで客観指標として成り立つ。毎回違う聞き方をするとそれが変化したのかどうか分からないになりますが、同じ聞き方をすれば、聞かれた本人は直感で答えているかもしれませんが、そこに変化が起こった時に、何か問題があると発見できます。有名なものとしては日本銀行が行っている「短観（たんかん）」というものがあります。直感で景気が上向いているか下向いて

いるかを調査しているものです。同じ方法でずっと調査しているので景気の指標として有効となります。絶対値には意味がないかもしれませんが、量が上がってきたあるいは落ちてきたという時には何か変化が起きているということを示すことができる。量的な指標に転換して、それを把握することによって質的な変化が起こった時に発見するというのは可能です。

- ・指標で重要なのは政策目的と合致した指標であるということ。

例えば住民の文化権の保障ということでどのような指標を設定するか。起こりがちなのは“事業の参加者数”というものを掲げがちですが、単に入場者をカウントする指標を設定してしまうと、例えば観光誘致に成功して参加者数が増えた！ということであっても、良いことになってしまいます。しかし、観光客がいくら増えても住民の文化権の保障にはつながらない。ちなみに、観光客の数で文化政策を測れるのか？という点については滋賀県のブランド力を高めることを政策目的としているとすれば、観光客に対して、「滋賀県の文化にいい印象を持ったかどうか」を調査することによって、「滋賀県の文化的イメージが向上した外国人観光者の比率」という指標を設定すれば、観光客の絶対数以上に文化政策が観光を通じたブランド化に寄与したかということを量的に図ることができる。目指すべき政策目的を直接反映するような指標が大切です。調査には手間暇がかかるのでどこまでやるのが現実的かということになりますが、目指すべき政策目的に直接反映するような指標を検討することが必要になってきます。

- ・目的を指標化して測るうえで注意が必要なのが、相関関係と因果関係は別物だということです。

鶏が先か、卵が先か、という問題です。もちろん、まずは相関関係があるか把握することが第一歩。それが本当に因果なのかということについてはより詳細に調査することが必要です。なぜそのように変わったのか、もともと意識が高い人が来ているのか、そこに来たから意識が高まったのか、直接かかわった人に話を聞いて調査することで、見かけ上の相関なのか、きちんとした因果関係があるのかを把握していけば目指すべき政策目標を達成できる評価につながっていくと思います。

3. 見落としがちな視点

政策の推進体制に関する議論が抜け落ちていることが多い。

民間企業や非営利団体の評価をするときは、どのような人員体制で行っているか、その体制が5年後も10年度も持続できるのか、人員をどのように補充するのかといったことを検討することは必須になっていま

す。ところが、行政の場合はそれが抜け落ちてしまう。職員の人たちが何人いて、その人がちゃんと能力を蓄積して、5年後もその能力が維持されるということが保障されるのかというと行政は一般的には怪しい。3年ほどで異動してどんどん人が入れ替わる。そうすると能力が振りだしに戻ってしまう。その点を冷静に評価してそれを補う手段を考えないと、いくら計画としていいものを作ってもそれを推進する体制のところではつまずいてしまうということが起こりがちです。

いま、そういう課題を解決するために、政策推進における専門的職員を配置することで地域版のアーツカウンシルの整備を図ろうといった議論が進んでいます。

いきなり公務員の人事制度を改革することが無理でも、まずは冷静に人員の体制がどうなっているのかを把握して、改善していく方策にうって議論することが政策に実効性を持たせるためには重要です。次期基本方針を作るときにはこのような項目についても入れていただければと思います。

部会長

短い時間で大変重要なことをたくさんおっしゃっていただきました。少しだけレスポンスし、皆様のご理解のために役立てていただきたいと思いますが、例えば住民の文化権の保証を目指した事業の評価指標というところに、観光客の誘致に成功して多数の入場者数を達成して、というのは全く違うのではないかと。その前に、住民の文化権の保障を目指した評価指標を設定するに当たっては、例えば社会的少数者を対象とした文化事業というものをカテゴライズされたが、その母数を把握しておかないといけませんよね、それを例えば評価指標にするのは正しいと言うことになりますよね。

委員

そうですね。例えば、障害を負った方々の文化的権利の保障ということであれば、障害を持った人たちが県内に何人いて、そのうちの何人参加出来たかという点を把握することです。ただし、その際に気を付けないといけないのは、その事業の参加者だけを測ると、毎回同じ人がリピーターとして来ていて、障害を持った人の中で参加出来る人と出来ない人との格差が広がるだけと言うことも起こりえる。

もう一つ、事業担当者としては、自分の事業が参加者を増やすことを目指すのは当然ですが、県の政策としては、そういう事業があってもそこにすら参加できない人を一人でも減らしていく、まったくそういう権利が得られない県民の比率を限りなくゼロに近づけていくという点にも

部会長

目を向ける必要があります。それを指標として把握することは難しいが、その視点を持っていることが重要だと思います。

子供向けのプログラムの場合でも、関心のある人が集まり、その人がリピーターになっている例が多く見られます。事業担当者としては参加者数をとにかく増やせと言われるので、一番効率的なのは関心のある人を集めるということになります。しかし、そうすると格差が広がるだけで、本当に届けないといけない人の所に届かなくなってしまうということが起こりがち。やはり両方押さえていくことが重要だと思います。

県での議論では、データの的に、いわゆる若者や子どもが文化的弱者だと認識していたわけです。県展でも、若者は横を向いてしまっている、むしろ反感すら持っている人というこの危機感を持っている。

ゼロ歳から小学校高学年までの子どもというのも、教育実態はひどい。このことも考え、びわ湖ホールはホールに関する事業を起こしたという経過があります。つまり、アウトリーチも必要だし、インリーチも必要だと言うこと。インリーチは、ホールの子事業、アウトリーチがびわ湖ホールアンサンブルの派遣、あるいはびわ湖ホール混声合唱団の派遣ということに踏み切った訳です。

反面、県議会から寄せられた「びわ湖ホールは税金の無駄遣いではないか、県外の客ばかりが喜んでいて県内の客が喜んでいない」という批判に答えていく道になった。県庁の皆様には、これを真剣な議論として思い出してほしい。大変重要な議論で、その事業をおこせばその結果があったと言うこと。

県に対して公平かつ平等にという時に、単純な機会均等の平等化というのは結果的に社会的格差を拡大させことになる。つまり、暇とカネと体力がある人ばかりがリピーターになって得をする。もっとアフーマティブアクションやポジティブアクションを起こさないといけない。ということで障害者、あるいは子供ということを非常に強調していた。結果的に、滋賀県のいわゆるエイブルアート、あるいはアール・ブリュットを支援していこうという施策と合致した訳です。当時の知事の主張されていたことに結果的に一致した。その辺りが、基本方針、あるいは基本方針を形成していく上での議論の積み重ねの上に政策が出てきているということにご理解いただきたい。

それからもう一つ、余分なことを申し上げるかもしれませんが、「美の滋賀」は私たち審議会の方に諮問されて出てきたものはなかった。あくまで内部から首長局に上がって、承認され、そこで事業化されていった

というコースをとっていた。その時に紛糾したことがある。条例に基づく基本方針にも書かれていないことを勝手にやられては審議会はいらない。ならばご自由におやりになってはいかがですかと。つまり首長や担当部局のアイデアで事業が勝手に出来るのならば、計画コントロールに基づく文化政策にならない。それについてはどう考えるのかということで大変紛糾したことがあります。その時は、担当政策課がここに来てお詫びなされた経過もあるので、方々、条例に基づく計画、計画に基づく審議、これに基づく評価ということを前提として滋賀県の文化政策が進むという大前提はご理解いただきたい。

それは私たちが勝手に言っているのではない。ちゃんとした客観的評価を元に進めていくんだということになるわけですから、評価指標をどう定めるのかということは非常に重要な話になるため、今日はその話をさせていただいているわけです。ですので、例えばホールの入場者数が多かったらそれで良いという乱暴な議論はとらない。ただしそれは都市文化政策、滋賀県の文化的産業の活性化を目指している事業であるのならば、もちろん入場者数、入場料金ということになるが、子どもや障害者を対象とした事業にその指標を当てはめるのは全くミスフィットであるということは共通認識になったと思います。それを一緒に議論することはやめてもらいたいと県民や県議会には言いたい。それを同時に議論するのは話がややこしいことになる。それは絶えず、議会に対しても、行政当局から説得してほしいと思う。私の方からはそれぐらいで、以下、ご参考意見などお願いします。

委員

私も先ほど申しました通り、レベルや中身は違いますが、必ず数的なものを求められてそれに基づいてそれがどれだけ出来ているかということを通外部の目を通じてということをやってまいりました。先程も色々審議いただいているように、一つは5年というスパンの中で考えていけないといけないということで、当然中間年と思われる3年目に修正していけないといけないということに対して、あまりひどく変えていくということは、そもそも何だったんだということになり兼ねないのですが、5年ということだけでかなり色んなことが起こってまいりますので、先ほどの資料にありましたように、柔軟に取り組んでいくことということは大切ではないかと思う。それから、そもそもこれも議論になっていたかと思うが、教育あるいは文化、あるいは芸術というものは、数値化しにくい性格のものがある所を、あえて評価という視点のなかで数値化せざるを得ない、そこで審議していかなければならないという所があるの

で、その数値化するものはそれが適切かどうかいうことを、みなさんもおっしゃっていただいていますので、繰り返しになりますが、「見極めた上で数値を考えないといけない」というのと、「相対変化だけでいいのか」ということと、「絶対的な数字が必要なのか」ということについては、そもそも数値を検討する時にしっかりと考えていくべきだと思う。

数値の持っている中身、先ほどの色々な意見や委員の話にもあったが、単純に数値でいいのかと考えることがある。平均値が正しい場合と、数字が非常に大きい、あるいはゼロが並んでいた場合、福祉では中間値の数字ということで「何番目の人がどう」という数値を用いることがあるが、そういうことも含めて、数値の判断・評価の性格というものを、どう見極めるのかについても検討しなければいけないのではないかなと思う。

委員

私は地域の活性化が本業ですので、色々な地域を見ていると、現状の評価項目では取り上げられていないようなことの中にも滋賀の文化を考えるうえで注目すべき事業や活動がたくさんあり、それをどのように考え、扱えばいいのか。あるいは、県民の皆さんと一緒に、評価すべき項目を発掘し、評価指標を地域の中に探しにいくなどといったかたちで、参加してもらうこともできるのではないかなと思います。評価にかかるデータを取りに行ってもらうような方の参加、そういう人たちとも一緒に作っていけるようなやり方があってもいいなと思います。地域にいらっしゃる方々もその評価のデータを作っていく・集めていく段階で一緒に考えていく。そういう所も一緒に考えていかれたらと思う。社会教育ということで、県民における大学生数の比率が全国 8 位、それぐらいの大学生もいるわけで、そういうところにいると、文化活動を盛んに行っている面もありますし、必ずしも弱者ではない。そのところをどう捉えるのか。

ついこの前もあったが、地域で自ら資料をたくさん集めて私設博物館を作っていたら漁師さんが亡くなり、息子さんがそれを引き継がれたけれど扱いに苦慮しておられる。そうこうするうちに知らない間になくなっていくということもありえます。人口減少や世代の変わり目における文化の継承の問題、そういう部分をぜひ勉強させていただきながら考えたいと思っている。

あるいは湖北で作られている琴糸の例のように、地味で目立たないけれど、実は滋賀県でつくられた素材や資源が広く他地域の文化振興などに関わり支えている部分もある。そういう特徴も滋賀県にはあるのかも

しれないと思う。色々な側面から滋賀県らしい指標というのはどういうことかであるか、無理に滋賀県らしいと言わなくても良いが、その特徴をさらに深めるような指標とはなんなのか。私も持っているもので出せていけたらと思う。

最近、ビッグデータなどと言われ、滋賀大学などが新たな学部を作られているが、そういう所と相談しながらやるというのもある。もう一つ、今、知事がおっしゃりだして、県として取り組みとしておられるSDGsについては、どの政策にも絡めてやれとおっしゃっていると思いますが、今度の基本方針にも関わってくるのかどうかというのはどうなんでしょう。取って付けたようにやってもしょうがないと思いますし。その辺りどのようになっているのかなと。

委員

定性的分析の危うさに配慮しつつも、定量的分析を原則としつつ、定性的な分析が入れられる所には入れる形で、次回方向性を出せばと改めて思う。最初の5年、このような目標を立てられてすべてが上向き数字です。それはある意味不自然で、予算も増やせない中で、絶えず目標を増やしていくことの限界もあると思う。初回はこれで良かったと思うが、例えばホールの子事業、僕も行かせてもらったが素晴らしい事業で、人数が3万人と目標値を出されていますけれど、それが今後増やすことが予算上、体制上出来るのかとどうかということを精査してもらって、微増であれ、あるいは出来ないのであれば、定性的評価にシフトしていくべきであるし、実際視察に行かせてもらって思ったのが、現場の人が子どもの心にかに届くかをとても努力されている。そこが見えてくるような指標があると、現場の人も救われるのではと思いました。

SDGsみたいに、色々な指標があると思うが、そのなかで一つだけ、10個に萎めていくことにも無理があると思うが、結局上向き数字だけを選んでしまうような不自然さも拭えないところがある。そうすると、僕自身も強い意見を持っているわけではないが、一つのやり方としては、文化計画に出すのはやめて、審議会にいくつかのもっと多くの指標を挙げて、審議会の資料として出すというのはやり方としてあると思いました。

あと、気になるのが、先ほども紹介しましたが、香川県で10年前にこういった基本計画に指標を取り組んだ事例があるのですが、その後やめている。なぜやめたのか気になっている。もし分かるようであれば調

べていただくと。こういうことをやるのには無理があったのか、今までせっかく一回目挑戦したのでこの方向性は続けてほしいと思うが。

部会長

いくつかいただいたご意見は全て次のステップにいきっていくと思いますが、一つは最後に委員がおっしゃった指標を出すのは香川県だけでなく、他の都道府県の計画でも指標も入っているのではないかと。

委員

5年前に調べたものであるので、今は他の所でも取り組んでいる所があるかもしれない。

部会長

なぜかは調べたら良いと思う。もう一つは、市町村では総合計画がもう一度復活してきて、権威のある計画になってきている。地方自治法第2条第四項の廃止で、総合計画基本構想は議会議決の義務が解除されているのですが、今多くの市町村は総合計画をきちんともう一度設定し直し、しかも拘束力のある計画に切り替えていっている。その計画には全部指標が入り続けてきています。むしろ、その2条第四項が生きていた時代の方がアリバイ的に作る傾向があり、逆に指標なんかを入れてしまえば、自分たちの手足を縛るのではないかということで、むしろ入れなかった。今は参画共同型で作っていく、自治体がきちんと目標を設定して、計画行政をやるようになった。その中に文化の章は絶対にあり、目標数値も全部入っている。なので、今更目標数値のない計画をつくる自治体はなくなったと思った方が良くと思います。

私は滋賀県内でもいくつか委員をやり、私に関わった自治体での文化計画、総合計画には全部目標指標を入れている。だから、他でもそうだと思う。ないことはもうないと思う。SDE（サステナブル・ディベロップメント・エデュケーション）に関しては各自治体の常識になりつつあるのでは。これは言い易い環境が出来たと思う。そういう障害者のためにやるのは当たり前みたいな。

今日出たご意見のうち、委員がおっしゃったこと、柔軟に懐疑的に途中からでも指標を変えられるような、現在進行形で発達していくようなことそういう指標設定のルールというのは賛成です。それは、せっかく指標を設定したばかりに現場が苦しむ、ものすごいお金がいる、追加調査や意識調査をしなければならない、そのために300万、400万必要というは本末転倒。だから、出来るだけ現場が拾いやすい、データでもって評価しやすい指標を設定することがコツだと思う。

それから、委員のおっしゃった、ちょうど中間年というのはまさしく

その通りで、今中間年にあたっていますから、次の目標方針に向けた準備にそろそろ取りかかるという意味で、指標の議論・洗い直しの議論をするというのは、この評価部会の役割かな。現場を見て評価するだけじゃないからということを再確認さしてもらいました。委員がおっしゃったのは、一緒に評価するという仕組みがあったら良いなということですよ。

委員

もうちょっと細かいところかもしれませんが。

部会長

そういうのもモデル的にあってもいいかもしれない。みんなで参加しよう、評価しよう。評価ワークショップのようなことを県民参加でやってみても面白いし。それから委員がおっしゃった現場の人の努力を示す指標、これも面白いですね。欲しいですね。現場の人がこれだけ頑張っているよ、いきいきしているよ。それは多分良い意味でのボランティアがどれだけ集まったか、活性化しているか、ボランティアがどれだけその参画のプロセスに関わっているのかを測る方法が分かるかもしれない。そういう風に考えると良いと思います。

それから委員のお話にも出てきたことを、自分の頭の中でひらきながら、これは次の基本方針の中で忘れてはいけないと思ったが、オリンピック・パラリンピックをもう一回やるという話は、もういいのかな？今の計画の中でオリパラをやるとするならば、補助指標を設定しておいたらそれでいいのかなというのが一つ。それ以後も実はアフターコースター効果、インバウンドの話がずっと後まで続いてくるのではないか。そうすると、インバウンドの人数を把握するというのをその中に入れておいたら良いと思う。

それから委員の最初のご挨拶にもあったと思うが、アーツカウンシル、芸術評議会的な組織を県庁として持つ必要があるかどうか、これは議論した方が良いかもしれませんね。いわゆる滋賀県芸術評議会、滋賀県アーツカウンシルというものは持った方が良いのかも。ということは気になる課題として残っております。

地域の文化に関しては委員が何度かおっしゃった、地域の文化、滋賀の文化には色々ある。これは大変気になる感じで、例えば甲賀という市に合併した町がある。合計5～6つ合併しており、委員会に参加させてもらって、いつも困ったと思うのが、旧水口町の人たちと信楽の人たちはまったく言葉も文化も考え方も違う。色んな制度まで違う。それを合併したがためにある程度統一しないといけないが、統一するためには

すごい軋轢が生じる。これは非常にやりにくいと思う。同じ滋賀県内でのこんなに文化の違うところがあるということはもっと認識した方が良い。

それと近江八幡でも、安土と近江八幡が合併したが、安土と近江八幡は似て非なる町です。こんなに違うのか。滋賀県内でも文化は多様なので、その多様性をむしろ光らせていった方が良い。そういう点では「統一滋賀」「ユナイテッドステイツオブシガ」といったようなことを言わずに、もっと「バラバラの滋賀」、バラついているところをそれぞれに元気にさせておいた方が、滋賀全体がボトムアップする、そんな発想で次の計画を描いていき、次の地域の文化環境をもっと活性化する・応援するといったような話があっても良いかもしれない。地域文化の多様な活性化という柱もあっていいのではないかという気がした。

縦の柱に「滋賀全体が合流しながら外に打って出る滋賀全体の活性化」。これは選択集中です。滋賀の歴史文化を大事にして京都に負けない、日本第2位か3位の歴史文化県なんだというのを呼び込む、これは選択集中です。「公平平等で県民はすべて平等にアートに触れる機会を保障しないといけないという政策」、「県内の各施設で均等に平等に県の支援を受けられるんだとい圏域の平等性を追求する」、水平的な合同の柱と垂直的な選択中集中的な柱とが十字にクロスするので、分野別に分けると4つになる。そんな感じで次の基本方針を挙げられれば今日の議論にフィットするのではないかと思います。

委員

今、部会長がおっしゃった2020のお話ですけど、確かに滋賀県の計画があり、平成32年度、2020年度までやる。今、東京都や国の計画では2020をまたぐ形になっている。オリンピック・パラリンピックがゴールではなくて、その後のレガシーを残していくことが大事であるということはオリンピック憲章にもあり、今回の東京大会でも言われていることなので、やはり次の計画の時も、そのレガシーをきちんと滋賀県に定着させていくというところを盛り込む必要がある。「オリパラは終わってしまったので2021年度以降は関係ない」ということではなく、むしろレガシーをきちんと残していく。今の基本方針を途中で改定して、2020をまたぐ計画を作り直すまではしなくていいが、次の計画の時には、そのことを訂正することを意識すれば良いのではないかと思う。

部会長

一点だけ、一委員として追加して良いですか。びわ湖ホールでアート

マネジメント研修をしていることは良いことではあるのですが、びわ湖ホールでアートマネジメント研修をする一方、県の文化振興課で文化担当課、課長や係長、文化政策の従事者になっている行政職員、いわゆるアートマネジメント研修以前の文化政策研修をしていくべきだと思います。そのための、県内市町の担当者ネットワークを作っていくことをお願いして、完成しているはずですが、県内の市町の文化事業や文化予算の水準を把握していく、これも完成しているはずなので、これも引き続き、文化審議会、もしくはこの評価部会にデータがそろえば是非出させていただきたい。そこから皆様のご意見が得られると思いますのでお願いします。

私はびわ湖ホールでレベルの高いアートマネジメント研修をすることは良いことであると思うが、それよりもっとレベルが低くても良いから、担当者の文化政策研修をしていく必要があると思っている。唐崎に国際アカデミーがあるが、そこに派遣している市町は聞いたことがないですね、というのは意欲的でないのかなと思う。私も講師をしたことがあるが、だったら県でやってあげたらどうかと。一週間も通しでやる必要はなくて、例えば春夏秋一回ずつでも良いし、単発を何回か来てもらい、年に1回は受けなさいと、そういうのはどうでしょう。それは結果的に県が各市町の担当者のネットワーキングを出来るということになると思う。そのところ、お願いしたいと思います。

先日、草津の担当者に会ったが、県庁と手を結んでやっていますと聞いていた。これですね。

事務局

そうですね。ほかにも色々と草津市と一緒にさせてもらっています。

部会長

草津の担当者は喜んでいました。さらに、近江八幡の人は、県の方がこちらに目を向けてくれているような雰囲気を感じていると言っていた。手を結んで何か色々やる余地はある。フィールドとして、近江八幡で県の事業をやっていたと思うが、近江八幡を場所として県がかなり力を入れてやっている事業があったと思うが。

委員

アートマネジメントで言うと、米原の文化産業交流会館がアートマネジメントの講座を開講されるのですが、これを滋賀県立大学の地域教育プログラムの授業と一緒にするという形で、受講生が少ないから大学にという思惑だけでやってらっしゃるとしたら、それは困るが、そういうプログラムというものも始まっており、これを育てていくのも一つかも

しれません。彦根商工会議所から、世界遺産に関わる人材を育成する講座を一緒につくらないかという申し出があって、文化に関わる人材育成を大学と地域が連携して進めることも出来るかなと思った。

部会長

そうすると、今名前の出ていない、高島、東近江、甲賀といった所の県とのネットワークはどうなっているのか、私は非常に関心があります。県の文化政策は県立の美術館とかだけ、あるいはびわ湖ホールだけではない。総力戦ですから、県としては。そういう思考に立って政策を考えていきましょう。これは共通認識事項でよろしいでしょうか。

委員

この2、3年が大きな変化の転機になると思いますけど、文化芸術振興が、湖南市ですと教育委員会が管轄していますが、それが市長部局に移っていく可能性がかなり高いというのを私の市でも今考えております。ですから、窓口が変わると言うことは私にとっても市町部局か教育委員会部局かという違いはとても大きい。当然県の方は教育委員会ではなくて知事部局に文化芸術振興の部局があるわけですから、その辺りの感覚というのが、おそらく市町の特に現場を抱えているような課との間では若干違うのかなと思います。非常に細かいことで申し訳ないのですが、広報的な部分が教育委員会に対しての働きかけというのが、一生懸命やっておられると思うのですが、やはり弱いのではないかと思う。

ここにいただいているものについても、教育委員会サイドにも送っていただいていないものがひょっとしてあるのではないかと。特に、図書館の方には来ていない。資料館にはあった。資料館の現場でこんなことをやっているのかと見たが、行っていなければ発見していなかった。非常に良いことをやっていらっしゃるのに、それが私どもの市の中であれば、それを市民様に対して届けていく所に実際来ていなければ、実際市民様に届いていかない。ご協力いただきたい。

このチラシ、良いチラシだと思うんですけど、このチラシを作った時にどういた形で広報が行われるのかが多分考えられていない。パンフレットスタンドに立ったときに、チラシ下部、情報が載った部分は見えていない。あるいは、スタンドに置くときはチラシ同士が重なっていくため、チラシの下の部分はおそらく絶対と言っても良いほど見ていただくことが出来ない。

普通のパンフレットサイズであれば、チラシ上部に主なことが書いていけばそれだけで伝わる。お客様が手に取っていただく。ただ、チラシの情報が一発で目に入らないと、お客様はまず手に取らない。何のチラ

シか分からない。そういった細かいことであるが、そういうところで現場は動いているのだということをご理解いただきたい。

部会長

一つ、カテゴリズのこと念を押すのを忘れていました。図書館はこの文化政策の範疇に入っています。ですからこの審議会に図書館の館長さんが入って下さっているのは、それを証明しているわけですね。もう一度言いますと、図書館、県内にある公民館、市民センター、いわゆる障害者センター・老人福祉センター等で行っている文化部分、それから美術館、博物館、劇場、音楽堂、これは県の文化政策の範疇であるとは確認済みですので、なぜ図書館の話をしているのかは思わないで下さい。図書館は教育委員会ですから。

むしろ、文化財を範疇とするのか、もう一度再点検いただけますか。我々は文化財の活用に関しては意見を言わせてもらうことになっているが、文化財保護、文化財の件数の増加にいたしましては委員会としては力が及ばないし、そこから口に出されるのは不愉快かもしれません。というのは、文化財保護法の改正で活用というものが入ったことを非常に批判されている文化財保護担当もいますので、学者も。活用のために文化財があるのではない、保護するだけでも大変だ、その金すら回ってこないのに、活用どころじゃないという反論も言われる方もおられると思います。それでは、次の議題に移っても良いでしょうか。

委員

2点だけ補足させていただきたいです。さきほどの私の発言で、文化基本計画で目標値を定めたものがないと発言しましたが、正確には私が5年前に都道府県の文化計画を調べたところ、なかったということで、審議会に文化基本計画の目標値を入れていくことには異論はないです。

後もう一点、目標値として5年後の目標値を定めていますが、一つのやり方として、5年後の目標を定めると言うやや不自然さがあるが、次の5年後の目標を定めるとしたら、5年間の平均の目標値を定めると言うやり方もあるのかなと思います。

部会長

また、それについては再議論しましょう。細かい指標のメカニズムに関して、指標について見直そうと確認しましたので。

(5) 平成30年度における個別事業評価について

事務局

みなさまに事前にこの4日間について予定を確認していただいております。

まして、まずびわ湖ホールの二つに関して、二つの日程のうち、参加人数の多い方をまず決定しまして、文化産業交流会館もそうです。どちらの方が委員さんに行っていただけか。

部会長

(各委員の予定確認)

はい、それでは後の調整をよろしくお願いします。その他事務局から何か連絡事項はありますか。

(6) 報告事項 滋賀県文化審議会第20回会議の概要について

事務局

7月に開催しました文化審議会の本体の会議の概要でございます。まず、文化審議会の会長と、会長代理の選定について。また部会設置については以下の委員の皆様に決まりました。

滋賀県文化振興基本方針第二次について、事務局からご説明をし、委員の皆さんにご意見をいただいたところです。主なご意見としましては、文化的資産の活用についてご意見が挙がっております。滋賀県の文化的な資産というのは、生活に密着にいるもので商品的な価値観として観光資源として活用発信するばかりではなく、受け継がれてきた背景も考慮した活用のあり方が大事であるということです。ホールの事業につきましても参加校を増やしていくという考えももちろんですが、参加できていない子たちを一人でも減らすことが重要な指標になるではないかというご意見をいただきました。すべてを紹介出来ませんが、資料の方をご一読下さい。以上です。

部会長

以上で審議する議題は終わりましたが、追加のご質問ご発言等ございますか。それでは、これをもちまして終了いたします。皆様も進行にご協力いただきありがとうございました。事務局も大変お疲れ様でした。